

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条例
- 福島県税条例の一部を改正する条例
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 福島県旅費条例の一部を改正する条例
- 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例
- 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 福島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
- 福島原子力事故影響対策基金条例を廃止する条例
- 東日本大震災・原子力災害伝承館条例
- 福島県立自然公園条例の一部を改正する条例
- 福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
- 障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の免除に関する条例
- 福島県口ポットテストフィールド条例等の一部を改正する条例
- 福島県森林環境基金条例の一部を改正する条例
- 福島県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 福島県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 福島県港湾施設特別利用料徴収条例の一部を改正する条例
- 福島県都市公園条例の一部を改正する条例
- 福島県流域下水道条例の一部を改正する条例
- 福島県営住宅等条例の一部を改正する条例
- 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

五 四 四 三 三 三 三 二 九 九 九 九 九 六 六 六 五 三 二 二 一

条 例

- 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県市町村立学校職員の任期付職員の採用等に関する条例
- 福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例
- 福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

五 六 七 九

福島県税条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、福島県旅費条例の一部を改正する条例、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例、福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例、福島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例、福島原子力事故影響対策基金条例を廃止する条例、東日本大震災・原子力災害伝承館条例、福島県立自然公園条例の一部を改正する条例、福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例、障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の免除に関する条例、福島県口ポットテストフィールド条例等の一部を改正する条例、福島県森林環境基金条例の一部を改正する条例、福島県港湾管理条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例、福島県流域下水道条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の業務に従事する職員の任期付職員の採用等に関する条例、福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例、福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例及び福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第二十二号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「その県民税」を「その個人の県民税」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第二項中「個人の県民税及び市町村民税」を「個人の県民税（第二十三条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三十六条の二の規定によつて課する所得割に限る。以下この項において同じ。）及び個人の市町村民税（法第二百

九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び法第三百二十八条の規定により課する所得割に限る。以下この項において同じ。六に、「においては」を「には」に、「を県民税及び市町村民税」を「個人の県民税及び個人の市町村民税」に、「あん分した」を「按分した」に、「県民税又は市町村民税」を「個人の県民税又は個人の市町村民税」に改め、同条に次の一項を加える。

3 個人の市町村民税（法第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び法第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。以下この項において同じ。）に係る徴収金、第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき個人の県民税（第二十三条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三十六条の二の規定により課する所得割を除く。以下この項において同じ。）に係る徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第八条第一項の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金（同法第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下この項及び次条において同じ。）の納付又は納入があつた場合には、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を個人の市町村民税、個人の県民税及び森林環境税の額に按分した額に相当する個人の市町村民税に係る徴収金、個人の県民税に係る徴収金又は森林環境税に係る徴収金の納付又は納入があつたものとする。

第三十三条の見出し中「徴収金」を「徴収金等」に改め、同条中「徴収金」の下に「又は森林環境税に係る徴収金」を加え、「においては」を「には」に、「施行令第八条第一項から第五項までで定める」を「施行令に規定する」に、「払込まなければ」を「払い込まなければ」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（市町村民税に係る徴収金の払込）

第三十六条 法第七百三十九条の五第一項又は第二項の規定により徴収した個人の市町村民税に係る徴収金を、翌月十日までに、施行令に規定するところにより、当該市町村に払い込むものとする。

附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

（税 務 課）

福島県条例第二十三号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第十七条の二第二号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十七条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十七条の四第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第十九条第八項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項、第五項又は第六項の規定の」に改める。

附則第七項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第二条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第三条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年福島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項（見出しを含む。）中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第一条中第十七条の二第三号及び第四号の改正規定、第十七条の三第一項第一号及び第三項第一号の改正規定並びに附則第七項の改正規定並びに第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第十七条第一項及び第四項、第十七条の二第二号（同条例第十七条の四第五項及び第十九条第九項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第一項及び第二項第一号並びに第十九条第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人 事 課）

福島県条例第二十四号

福島県旅費条例の一部を改正する条例

福島県旅費条例（昭和二十八年福島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二号から第五号まで」を「各号」に改め、同条第五項中「以下この条において同じ」を削り、同条第六項中「者」の下に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第二十五号

会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、別に定める場合を除き、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項の規定により準用される地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第四項の規定に基づき、法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員であつて、法第五十七條に規定する単純な業務に雇用されるもの（以下「会計年度技能労務職員」という。）以外のもの（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに会計年度技能労務職員の給与の種類及び基準その他必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第二条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「第一号会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当とし、同項第二号に掲げる職員（以下「第二号会計年度任用職員」という。）にあつては、給与、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当（職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。）第十一條の三の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び期末手当とする。

2 報酬は月額、日額又は時間額とし、給料は月額とする。

3 給与は、会計年度任用職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

4 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(第一号会計年度任用職員の報酬)

第三条 第一号会計年度任用職員には、一般職の常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が予算の範囲内で定める報酬を支給する。

2 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の前項の報酬の額は、勤務一月につき、規則で定める適用範囲の区分及び基準に従い、給与条例別表第一、別表第三、別表第四及び別表第五に定める額の範囲内で決定した額に第四条に規定する給料の調整額に相当する報酬の月額、第五条に規定する初任給調整手当に相当する報酬の月額、第六条に規定する地域手当に相当する報酬の月額及び第七条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬（月額で定められているものに限る。）の月額を加えた合計額（以下この

項から第四項までにおいて「基準月額報酬」という。）に当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の第一項の報酬の額は、勤務一日につき、基準月額報酬を二十一で除して得た数に当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 時間額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の第一項の報酬の額は、勤務一時間につき、基準月額報酬を百六十二・七五で除して得た額とする。

5 第二項から前項までの算定において生じる端数及びその他必要な事項は、規則で定める。

6 前各項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難しい職にある者の給与条例第二条第一項に定める給料に相当するものとして支給する報酬については、任命権者が別に定める。

(第一号会計年度任用職員の給料の調整額に相当する報酬)

第四条 第一号会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）に支給される給料の調整額の例により算定して得た額の給料の調整額に相当する報酬を支給することができるものとする。

(第一号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)

第五条 第一号会計年度任用職員には、給与条例適用職員に支給される初任給調整手当の例により算定して得た額の初任給調整手当に相当する報酬を支給することができるものとする。

(第一号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第六条 第一号会計年度任用職員には、給与条例適用職員に支給される地域手当の例により算定して得た額の地域手当に相当する報酬を支給することができるものとする。

(第一号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第七条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）第一条第二項に規定する勤務に従事する第一号会計年度任用職員には、職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の例により算定して得た額の特殊勤務手当に相当する報酬を支給するものとする。

(第一号会計年度任用職員の報酬の減額)

第八条 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員が当該第一号会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）中に勤務をしないときは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受ける職員（以下「勤務時間条例適用職員」という。）の例により指定された超勤代休時間、給与条例第十二條に規定する祝日法による休日等（以下「年末年始の休日等」という。）又は同条に規定する年末年始の休日等（以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十九條第一項の規定による承認を除く。次項において同

じ。)のあった場合を除き、その勤務しない全時間について一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額を減額して支給する。

2 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない全時間について一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額を減額して支給する。

3 前二項の第一号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

(第一号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)

第九条 第三条に規定するもののほか、正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられた第一号会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、規則で定めるところにより、第十三条に規定する勤務一時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超過してした勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

(第一号会計年度任用職員の休日給に相当する報酬)

第十条 第三条に規定するもののほか、祝日法による休日等(勤務時間条例適用職員の例により毎日曜日を週休日と定められている第一号会計年度任用職員以外の第一号会計年度任用職員にあつては、勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日)が週休日に当たるときは、規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第一号会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十三条に規定する勤務一時間当たりの報酬額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日給に相当する報酬として支給する。

(第一号会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬)

第十一条 第三条に規定するもののほか、正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する第一号会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十三条に規定する勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五を乗じて得た額を夜勤手当に相当する報酬として支給する。

(第一号会計年度任用職員の端数計算)

第十二条 第八条の規定により勤務しない一時間につき減額する額を算定する場合において、当該額に、一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第十三条の規定により勤務一時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

3 第八条から第十一条までに規定する全時間に一時間未満の端数を生じた場合の取扱いについては、規則で定める。

(第一号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額の算出)

第十三条 第九条から第十一条までに規定する勤務一時間当たりの報酬額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

(第一号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)

第十四条 第三条に規定するもののほか、宿日直勤務を命ぜられた第一号会計年度任用職員には、給与条例適用職員に支給される宿日直手当の例により算定して得た額の宿日直手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の勤務は、第九条から第十一条までの勤務には含まれないものとする。

(第一号会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第十五条 第一号会計年度任用職員の報酬の支給方法については、規則で定める。

(第一号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償)

第十六条 第一号会計年度任用職員が通勤のため交通機関若しくは有料の道路を利用してその運賃若しくは料金を負担し、又は交通の用具を使用したときは、一般職の常勤職員に支給される通勤手当の額との権衡、当該第一号会計年度任用職員の任用期間を考慮し、その費用を弁償する。

2 第一号会計年度任用職員の前項の費用弁償の支給基準、額及びその支給方法については、規則で定める。

(第一号会計年度任用職員が職務のため旅行した場合の費用弁償)

第十七条 第一号会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、福島県旅費条例(昭和二十八年福島県条例第二十四号)の例による。

(第二号会計年度任用職員の給料)

第十八条 第二号会計年度任用職員には、一般職の常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が予算の範囲内で定める給料を支給する。

2 前項の給料の額は、規則で定める適用範囲の区分及び基準に従い、給与条例別表第一、別表第三、別表第四及び別表第五に定める額の範囲内で決定するものとする。

3 第二号会計年度任用職員に適用する調整額表は、給与条例適用職員の例による。

(第二号会計年度任用職員の給料の支給等)

第十九条 第二号会計年度任用職員の給料の支給、端数計算、給与の減額及び勤務一時間当たりの給与額の算出並びに第二条の手当(期末手当を除く。)の支給額及び支給方法については、給与条例適用職員の例による。この場合において、給与条例中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該第二号会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとするほか、その他必要な事項については、規則で定める。

(会計年度任用職員の期末手当)

第二十条 会計年度任用職員の期末手当については、給与条例適用職員の例により支給するものとする。ただし、任期の定めが六月未満の者その他規則で定める者にあつては、期末手当は支給しない。

(休職者の給与)

第二十一条 休職にされた会計年度任用職員には、任命権者が別に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(会計年度任用職員の勤務時間)

第二十二条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分以内とする。

(会計年度任用職員の休暇等)

第二十三条 会計年度任用職員の休暇等は、年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(会計年度技能労務職員の給与の種類、基準、支給方法等)

第二十四条 会計年度技能労務職員の給与の種類、勤務時間、休暇等については、会計年度任用職員に準じるものとし、その給与の基準及び支給方法等については、常勤の法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して任命権者が定める。

(規則への委任)

第二十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 給与条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十九条の三及び」を削る。

第十九条の三を次のように改める。

第十九条の三 削除

第十九条の三の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第十九条の四 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

3 職員の分限に関する条例(昭和二十六年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

5 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条に規定する育児任期付職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福島県条例第八十五号)第三条、

第四条及び第五条に規定する任期付職員並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十八号)第三条に規定する任期付研究員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは

「任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第五條第二項に次のただし書を加える。

ただし、法第二十二條の二に掲げる会計年度任用職員については、会計年度任用

職員の給与及び勤務時間等に関する条例(令和元年福島県条例第二十五号)の定めるところによる。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

4 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年福島県条例第六十九号)の

一部を次のように改正する。

第四条中「給料の月額」の下に「(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については報酬の額(会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例(令和元年福島県条例第二十五号)に規定する手当に相当する報酬の額を除く。))」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

7 福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年福島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「短時間勤務の職を占める職員」の下に「及び法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員」を加える。

(人事課)

福島県条例第二十六号

福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(福島県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法第二十八條の四第一項」を「法第二十二條の二第一項第二号、法第二十八條の四第一項」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

第九条の二第一項中「福島県農業振興公社」を「公益財団法人福島県農業振興公社」に、「第八條第三項」を「第八條第一項第五号」に改める。

第十四條第一項第二号中「(法第十六條第二号に該当する場合を除く。)」を削る。

第十五條第一項第一号及び第五項第二号、第十六條の見出し及び同条第一項第一号、

第十七條第一項第一号並びに第十九條第四項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則第十八項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

(福島県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年福島

県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則別表平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの項中「平成三

十二年三月三十一日までの項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則別表平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同表平成三十二年四月一日以後の項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第十四条第一項第二号の改正規定 令和元年十二月十四日
- 二 第一条中第二条の改正規定 令和二年四月一日

(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第二十七号

福島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

する条例

福島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成十八年福島県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、掲載文及び写真の添付に当たっては、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によることができる。

第三条第二項中「記載をし」を「記載をし、又は記録をし」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市町村行政課)

福島県条例第二十八号

福島原子力事故影響対策基金条例を廃止する条例

福島原子力事故影響対策基金条例(平成二十五年福島県条例第六十四号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(エネルギー課)

福島県条例第二十九号

東日本大震災・原子力災害伝承館条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定に基づき、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)における甚大な災害に見舞われた福島県の記録、教訓及び復興のあゆみを着実に進める過程を収集、保存及び研究し、

決して風化させることなく後世に引き継ぎ、国内外と共有するとともに、福島イノベーション・コースト構想(東日本大震災及び原子力災害によつて失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指すものとして、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第八十一条第一項に規定する重点推進計画として認定された計画に規定されたものをいう。)の推進及び本県の復興の加速化に寄与するため、東日本大震災・原子力災害伝承館(以下「伝承館」という。)を設置する。

(位置)

第二条 伝承館は、双葉郡双葉町大字中野字高田三十九番に置く。

(業務)

第三条 伝承館において行う業務は、次のとおりとする。

- 一 複合災害(地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による災害をいう。以下同じ。)に関する資料の収集、保存、展示及び利用に関すること。
- 二 複合災害に関する専門的な調査研究に関すること。
- 三 複合災害に関する講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
- 四 複合災害の経験及び教訓を学習する機会の提供に関すること。
- 五 伝承館の施設及び附属設備の利用に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第四条 伝承館の管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲等)

第五条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 伝承館の維持管理に関すること。
- 三 伝承館の使用の承認に関すること。
- 四 第八条に規定する利用料金の徴収に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務に関すること。
- 2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。
- 3 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報(福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号)第二条第一号に規定する個人情報をいう。)その他の情報を適切に取り扱わなければならない。
- (研修室等の使用の承認)
- 第六条 伝承館の施設及び附属設備のうち別表第一の研修室等(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認の申請に係る施設等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

- 一 伝承館における秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - 二 伝承館の施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的に反するとき。
- 3 指定管理者は、第一項の承認に伝承館の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(使用の承認の取消し等)

第七条 指定管理者は、前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 前条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 前条第三項の規定により同条第一項の承認に付した条件に違反したとき。
- 四 偽りその他不正な手段により前条第一項の承認を受けたとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

- 一 災害その他の事故により使用の承認に係る施設等の使用ができなくなったとき。
- 二 工事その他伝承館の管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

(利用料金)

第八条 使用者は、施設等の使用に係る料金を指定管理者に納めなければならない。

2 伝承館の施設のうち別表第二の展示・プレゼンテーションエリアに入館しようとする者は、入館に係る料金を指定管理者に納めなければならない。

3 利用料金（第一項又は前項に係る料金をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

(利用料金の免除)

第九条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金不返還の原則)

第十条 既に納めた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第十一条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(原状回復)

第十二条 使用者は、施設等の使用を終了したとき（第七条の規定による承認の取消し

又は使用の中止の命令があったためその使用を中止したときを含む。）は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第十三条 伝承館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 伝承館の施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 物品を販売し、又は頒布しないこと（指定管理者の承認を受けた場合を除く。）。
- 三 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。
- 四 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、管理上指定管理者が指示する事項

(入館の規制等)

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、伝承館への入館を拒否し、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

- 一 前条の規定に違反した者
- 二 伝承館の施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するおそれのある者
- 三 館内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者

(損害賠償義務等)

第十五条 故意又は過失により伝承館を滅失し、又は毀損した者は、指定管理者の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、伝承館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和二年十二月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第四条の指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第一（第六条、第八条関係）

一 研修室

1 基本額

使用区分		使用単位	使用料の額
全面使用	全日		一七、七〇〇円
	半日		一三、九〇〇円
分割使用1	全日		一三、五〇〇円
	半日		六、八〇〇円

冷暖房設備	設備の別	使用区分	使用単位		使用料の額
			全面使用	半日	
<p>備考</p> <p>1 種別の欄中「営利目的使用加算額」とあるのは、使用者が伝承館を使用する場合で次のいずれかに該当するときに、基本額に加算される利用料金をいう。</p> <p>(1) 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。</p> <p>(2) 商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。</p> <p>2 種別の欄中「準備等加算額」とあるのは、使用者が伝承館を準備又は練習のために使用する場合に基本額に加算される利用料金をいう。</p> <p>3 この表に基づいて算出した額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>二 設備</p>					

準備等加算額	種別	金額	分割使用2	
			半日	全日
<p>備考</p> <p>1 使用単位の欄中「全日」及び「半日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間という。</p> <p>(1) 全日 午前九時から午後五時までの時間</p> <p>(2) 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間</p> <p>2 使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。</p> <p>2 加算額</p>				
営利目的使用加算額		使用区分及び使用単位に応じ、基本額の百分の百に相当する額	一六、五〇〇円	
準備等加算額		使用区分及び使用単位に応じ、基本額の百分の七十に相当する額	八、三〇〇円	

区分	映像設備	音響設備	分割使用1		分割使用2	全面使用		分割使用(1・2共通)	
			半日	全日		半日	全日	半日	全日
<p>備考</p> <p>1 設備使用料は、使用者が研修室を使用するときに、基本額に加算する。</p> <p>2 使用単位の欄中「全日」及び「半日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間という。</p> <p>(1) 全日 午前九時から午後五時までの時間</p> <p>(2) 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間</p> <p>3 使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。</p> <p>別表第二(第八条関係)</p> <p>展示・プレゼンテーションエリア</p>									
入館に係る料金(二人一回につき)		一、四〇〇円		一、八〇〇円		九〇〇円		一、一〇〇円	
一、三〇〇円		六〇〇円		一、一〇〇円		一、一〇〇円		一、一〇〇円	
二、六〇〇円		五、二〇〇円		二、六〇〇円		二、六〇〇円		二、六〇〇円	

小学校の児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	個人	三〇〇円
その他の者（未就学の者を除く。）	団体	二四〇円
		六〇〇円
		四八〇円

備考 「団体」とは、二十人以上の団体をいう。

(生涯学習課)

福島県条例第三十号

福島県立自然公園条例の一部を改正する条例

福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第二十八条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第二十四条第三項の改正規定（同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(自然保護課)

福島県条例第三十一号

福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

福島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年福島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項各号を次のように改める。

- 一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第三十二号

障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成八年福島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障がい者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例

第一条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第二条中「免除対象障害者」を「免除対象障がい者」に改める。

別表いわき公園の項の次に次のように加える。

東ヶ丘公園	福島県都市公園条例第九条第一項に規定する使用料のうち、同条例第二条第一項の規定による管理棟内会議室及び作業室の使用の許可を受けた場合の使用料
-------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表いわき公園の項の次に次のように加える改正規定は、令和元年十一月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第三十三号

福島県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の免除に関する条例

(償還の免除)

第一条 知事は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）附則第七条第一項に規定する母子臨時児童扶養等資金及び同令附則第八条第一項に規定する父子臨時児童扶養資金に係る貸付金の貸付けを受けた者が、所得の状況により、又は死亡し、若しくは精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより、当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

(委任)

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第三十四号

福島ロボットテストフィールド条例等の一部を改正する条例

(福島ロボットテストフィールド条例の一部改正)

第一条 福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。
別表一の1の表研究棟の部会議室四の款から開発実験室二の款までを削り、同部会議室三の款の次に次のように加える。

一〇一号室		午前	四、八〇〇円
		午後	四、八〇〇円
		夜間	五、七〇〇円
		超過時間（二時間につき）	一、六〇〇円
		一月につき	七八、七〇〇円
一〇二号室		午前	四、七〇〇円
		午後	四、七〇〇円
		夜間	五、七〇〇円
		超過時間（二時間につき）	一、六〇〇円
		一月につき	七七、九〇〇円
二〇一号室		午前	五、五〇〇円
		午後	五、五〇〇円
		夜間	六、六〇〇円
		超過時間（二時間につき）	一、八〇〇円
		一月につき	九一、三〇〇円
二〇二号室		午前	五、五〇〇円
		午後	五、五〇〇円

二〇三号室		夜間	六、六〇〇円
		超過時間（二時間につき）	一、八〇〇円
		一月につき	九三、三〇〇円
二〇四号室		午前	五、三〇〇円
		午後	五、三〇〇円
		夜間	六、四〇〇円
		超過時間（二時間につき）	一、八〇〇円
		一月につき	九四、六〇〇円
二〇四号室		午前	五、二〇〇円
		午後	五、二〇〇円
		夜間	六、二〇〇円
		超過時間（二時間につき）	一、七〇〇円
		一月につき	九一、四〇〇円
研究室十四	一月につき	六二、三〇〇円	
研究室十五	一月につき	六二、三〇〇円	
研究室十六	一月につき	七四、八〇〇円	

別表一の1の表研究棟の部研究室十三の款の次に次のように加える。

第二条（福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の一部改正）
福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。
第十二条を次のように改める。

第十二条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

別表一の1の表試験用プラントの部の次に次のように加える。

市街地ファイ ルド		市街地ファイ ルド		ビルA			住宅A			住宅B			ガレージ1 (ビル型)		ガレージ2		
午前	午後	夜間	超過時間 (一時間につき)	午前	午後	夜間	超過時間 (一時間につき)	午前	午後	夜間	超過時間 (一時間につき)	午前	午後	夜間	超過時間 (一時間につき)	全日	
三〇、五〇〇円	三〇、五〇〇円	三六、五〇〇円	九、九〇〇円	九、五〇〇円	九、五〇〇円	一一、四〇〇円	三、一〇〇円	五、八〇〇円	五、八〇〇円	七、〇〇〇円	一、九〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、二〇〇円	二、〇〇〇円	九、九〇〇円	七、八〇〇円

(住宅型)		ガレージ3 (住宅型)		ガレージ4		道路			瓦礫					
一月につき	全日	一月につき	全日	一月につき	全日	一月につき	午前	午後	夜間	超過時間 (一時間につき)	午前	午後	夜間	超過時間 (一時間につき)
一六〇、八〇〇円	七、二〇〇円	一四二、七〇〇円	五、七〇〇円	九、九〇〇円	一五、八〇〇円	一五、八〇〇円	一八、九〇〇円	一五、八〇〇円	一八、九〇〇円	五、二〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	四、二〇〇円	一、二〇〇円

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(産業創出課ロボット産業推進室)

福島県条例第三十五号

福島県森林環境基金条例の一部を改正する条例

福島県森林環境基金条例(平成十八年福島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「すべて」を「全て」に改め、「事業」の下に、「森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備の促進に関する施策(以下「森林整備促進事業」という。)、市町村が実施する森林の整備及び森林整備促進事業の支援に関する施策並びに市町村が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備

に関する施策」を加える。
第二条中「得た額」の下に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十七条及び第二十九条の規定により譲与される額」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（森林計画課）

福島県条例第三十六号

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例

福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
別表第二荷役機械使用料の項及び野積場使用料の項を次のように改める。

<p>一 小名浜港東港地区 （一）一般 ア 三〇日以内は一〇平方メートルごとに一日につき</p>	<p>一 小名浜港東港地区 （一）チェーンバケット式連続アンローダー一基ごとに三〇分につき 五〇、〇〇〇円 （二）コンベア設備一基ごとに三〇分につき ア チェーンバケット式連続アンローダー二基使用時 六四、〇〇〇円 イ チェーンバケット式連続アンローダー一基使用時 三二、〇〇〇円 （三）トラック積みホップ設備一基ごとに三〇分につき 三八、五〇〇円 二 小名浜港東港地区以外 （一）揚力八トン橋型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき 一一、九〇〇円 （二）揚力二〇トン橋型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき 一五、五〇〇円 （三）揚力二四トン橋型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき 一五、五〇〇円 （四）揚力四二・二トントイヤマウント型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき 六、〇〇〇円 （五）ホップ分岐施設一基ごとに三〇分につき 二四、七〇〇円</p>
--	---

野積場使用料

<p>イ 三〇日を超える日については一〇平方メートルごとに一日につき 八四円 （二）専用 一〇平方メートルごとに一月につき 一、三一〇円 二 小名浜港東港地区以外 （一）一般 ア 舗装されている場合 （ア）三〇日以内は一〇平方メートルごとに一日につき 二二円 （イ）三〇日を超える日については一〇平方メートルごとに一日につき 四四円 イ 舗装されていない場合 （ア）三〇日以内は一〇平方メートルごとに一日につき 一五円 （イ）三〇日を超える日については一〇平方メートルごとに一日につき 三〇円 （二）専用 ア 舗装されている場合 一〇平方メートルごとに一月につき 六八五円 イ 舗装されていない場合 一〇平方メートルごとに一月につき 四六五円</p>

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

（港湾課）

福島県条例第三十七号

福島県漁港管理条例の一部を改正する条例

福島県漁港管理条例（昭和三十三年福島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
第十二条第四項を次のように改める。

4 第一項の占用の許可の期間は、十年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認められた場合においては、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（港湾課）

福島県条例第三十八号

福島県港湾施設特別利用料徴収条例の一部を改正する条例

福島県港湾施設特別利用料徴収条例（昭和四十九年福島県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三号岸壁及び」を削る。

附則第二項中「平成四十七年三月三十一日」を「令和十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（港 湾 課）

福島県条例第三十九号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例（昭和五十四年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号に次のように加える。

ウ 東ヶ丘公園の管理棟内会議室及び作業室

第七条の二を削る。

別表第二の四の表中「多目的スポーツイベント公園」を「多目的スポーツイベント広場」に改め、同表に次のように加える。

東ヶ丘公園の管理棟	貸切り使用		
	会議室1 一時間	一〇〇円	
	会議室2 一時間	一〇〇円	
	会議室3 一時間	一〇〇円	
	作業室一時間	一〇〇円	

別表第二の四の表備考を次のように改める。

備考

- 「貸切り使用」とは、使用者が独占的に使用する場合をいう（以下同じ）。
- 東ヶ丘公園の管理棟を使用する場合において冷暖房を使用するときは、一時間につき五〇〇円の冷暖房料を加算する。
- 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料及び冷暖房料を徴収する。

附 則

この条例は、令和元年十一月一日から施行する。ただし、第七条の二を削る改正規定及び別表第二の四の表の改正規定（「多目的スポーツイベント公園」を「多目的スポーツイベント広場」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

福島県条例第四十号

福島県流域下水道条例の一部を改正する条例

福島県流域下水道条例（昭和六十三年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「福島県流域下水道」を「福島県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）」に改める。

第二条中「流域下水道」を「流域下水道事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第一条第二項の規定に基づき、流域下水道事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。

第三条の見出しを「経営の基本等」に改め、同条表以外の部分中「流域下水道」を「流域下水道事業における流域下水道」に改め、第三条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

流域下水道事業は、常に事業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第五条第二項の表中「にあつては」を「にあつては」に、「県有財産台帳価額」を「固定資産台帳価額」に改める。

第七条第一号中「従わなかつた」を「従わなかつた」に改め、同条第二号中「支払わなかつた」を「支払わなかつた」に改める。

第九条中「流域下水道」を「流域下水道事業」に改め、同条を第十三条とし、第八条の次に次の四条を加える。

（重要な資産の取得及び処分）

第九条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、その予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が一億五千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一坪二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第八項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円を超える場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第十一条 流域下水道事業の業務に關し、法第四十条第二項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が

（まちづくり推進課）

五百万円を超えるものとする。

(業務の状況を説明する書類の作成)

第十二条 知事は、流域下水道事業に關し、法第四十条の二第一項の規定により、毎事業年度、四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに、それぞれ作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概要

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営の状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、知事は、その事故がやんだ後できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 福島県流域下水道事業特別会計条例(昭和六十三年福島県条例第二十九号)は、廃止する。

(下水道課)

福島県条例第四十一号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項第二号中「後見開始又は保佐開始の審判、破産手続開始」を「破産手続開始」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第四十二号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成二十八年福島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の

次に次の二号を加える。

三 申請建築物 法第二十九条第三項に規定する申請建築物をいう。

四 他の建築物 法第二十九条第三項に規定する他の建築物をいう。

第三条第一項第一号の表非住宅部分(工場等を除く。)の部中「第五号及び第六号」を「第七号及び第八号」に改め、同項第三号中「徴収する場合」の下に「(他の建築物が記載されている場合を除く。)」を加え、同号の表非住宅部分及び住宅部分の部中「次号」を「第五号」に改め、同項第七号ア中「第三条第一号」を「第一号」に改め、同号イ中「第三条第二号」を「第二号」に改め、同号ウ中「第三条第三号」を「第三号」に改め、同号エ中「徴収する場合」の下に「(第六号イに規定する場合を除く。)」を加え、「第三条第四号」を「第五号」に改め、同号カ中「第三条第六号」を「前号」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「第三条第五号」を「第七号」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加え、同号を同項第九号とする。

オ 変更認定申請者から徴収する場合(第六号イに規定する場合に限る。) 第三号の表の上欄に掲げる非住宅部分に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の中欄(変更認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、下欄に定める額と同表の上欄に掲げる住宅部分に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の中欄(変更認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、下欄に定める額とを合算した額

第三条第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「徴収する場合」の下に「(他の建築物が記載されている場合を除く。)」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 変更認定申請者から徴収する場合(他の建築物が記載されている場合に限る。) 変更しようとする申請建築物及び他の建築物ごとに次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額

ア 申請建築物を変更する場合又は他の建築物を変更する場合 前号の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄(変更認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、下欄に定める額

イ 他の建築物を追加する場合 第三号の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、下欄に定める額

第三条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 認定申請者から徴収する場合(他の建築物が記載されている場合に限る。) 申請建築物及び他の建築物ごとに前号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄(認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、下欄に定める額を合算した額

第三条第二項中「並びに第七号ウ及びエ」を、「第五号、第六号並びに第九号ウ及びエ」に改め、「第四十七条の二第一項に定める額」の下に「(他の建築物に係る部分を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）第一条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（建築指導課）

福島県条例第四十三号

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四十一年福島県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十五条の二中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第十六条第三項第一号、第五項第一号及び第十項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十四条第二項中「第七条の二」を削る。

第二条 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第二号中「（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第十四条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削る。

第十六条第二項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

第三条 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会計年度任用職員については、一般職の常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

第十三条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員のうち、任期の定めが六月未満の者その他管理者が定める者にあつては、期末手当は支給しない。

第十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（退職手当）」を付し、同条第一項中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 前条に定めるもののほか、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に規定する職員（以下「第二号会計年度任用職員」という。）のうち、常時勤務を

要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた者であつて、その超えるに至つた日以後引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件によつて雇用することとされているものに対して、退職手当を支給する。

第二十三條の見出し中「非常勤職員」を「特別職の非常勤職員」に改め、同条中「職員以外の企業職員」を「特別職の非常勤職員」に改める。

第二十四條第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第四条から第十条まで、第十二條、第十四條、第十五條、第十六條及び第十七條の規定は、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員には適用しない。

3 第四条、第五条、第六条の二、第七条の二、第十二條、第十四條及び第十五條の規定は、第二号会計年度任用職員には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和元年十二月十四日

（経過措置）

2 前項第二号の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第十六条第一号に該当して旧法第二十八條第四項の規定により失職した職員に係る期末手当、勤奨手当及び退職手当の支給については、この条例による改正後の福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例第十三條第一項及び第二項第二号、第十四條第一項並びに第十六條第二項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（経営・販売課）

福島県条例第四十四号

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二項第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十二條中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第二十三條第三項第一号、第五項第一号及び第十項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十一條第二項中「第十一条」を削る。

第二条 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第二十条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削る。

第二十三条第二項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

第三条 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)&及び同法」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会計年度任用職員については、一般職の常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

第十九条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員のうち、任期の定めが六月未満の者その他管理者が定める者にあっては、期末手当は支給しない。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(退職手当)」を付し、同条第一項中「職員が」を「職員(会計年度任用職員を除く。)」がに改め、同条の次に次の一項を加える。

第二十三条の二 前条に定めるもののほか、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に規定する職員(以下「第二号会計年度任用職員」という。)のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至った者であつて、その超えるに至った日以後引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件によつて雇用することとされているものに対して、退職手当を支給する。

第三十条の見出し中「非常勤職員」を「特別職の非常勤職員」に改め、同条中「職員以外の病院事業職員」を「特別職の非常勤職員」に改める。

第三十一条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十二條の二、第二十三條及び第二十四條の規定は、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員には適用しない。

3 第五条、第七条、第九条、第十一条、第十八條、第二十条、第二十一条及び第二十一條の二の規定は、第二号会計年度任用職員には適用しない。

附 則

1 (施行期日)
この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和元年十二月十四日
(経過措置)

2 前項第二号の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)の規定による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。)第十六條第一号に該当して旧法第二十八條第四項の規定により失職した職員に係る期末手当、勤勉手当及び退職手当の支給については、この条例による改正後の福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例第十九條第一項及び第二項第二号、第二十条第一項並びに第二十三條第二項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(病院経営課)

福島県条例第四十五号

福島県市町村立学校職員の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。)第三條第一項及び第二項、第四條、第五條、第六條第二項並びに第七條第一項及び第二項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十三條第三項並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四條第五項の規定に基づき、市町村立学校職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された市町村立学校職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第二条 この条例において「市町村立学校職員」とは、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(法律により任期を定めて任用することとされている職を占める職員及び非常勤職員を除く。)をいう。ただし、前条及び次項においては、同法第一条及び第二条に規定する職員をいう。

2 この条例において「短時間勤務学校職員」とは、地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者である市町村立学校職員をいう。

(市町村立学校職員の任期を定めた採用)

第三条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期限を限つて従事させることが公務の能率の運営を確保するために必要であるときは、市町村立学校職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する市町村立学校職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる市町村立学校職員を一定の期間確保することが困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができない期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する市町村立学校職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる市町村立学校職員を確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができない期間が一定の期間に限られる場合

第四条 任命権者は、市町村立学校職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、市町村立学校職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、市町村立学校職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、市町村立学校職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、市町村立学校職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務学校職員の任期を定めた採用)

第五条 任命権者は、短時間勤務学校職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務学校職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、市町村立学校職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務学校職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務学校職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六条の二第二項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号。以下「給与条例」という。)第十条の規定によりその例によるものとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第十六条の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定による承認

第六条 法第六条第二項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(任期の特例)

一 第四条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された市町村立学校職員又は短時間勤務学校職員の任期を延長することが必要な場合で第四条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

二 その他任命権者が必要と認める場合

(任期の更新)

第七条 任命権者は、法第七条第一項又は第二項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ市町村立学校職員又は短時間勤務学校職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第八条 第五条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務学校職員(以下「任期付短時間勤務学校職員」という。)の給料月額額は、第四条の規定により任期を定めて採用された市町村立学校職員の例により算定されることとなる給料月額に、給与条例第十条の規定によりその例によるものとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

第九条 給与条例第七条(地域手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る部分を除く。)、第八条の二から第八条の五まで及び第八条の八の二の規定は、任期付短時間勤務学校職員には、適用しない。

(人事委員会規則への委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(義務教育課)

福島県条例第四十六号

福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、別に定める場合を除き、地方公務員法(昭和二十五年法律第二十六号。以下「法」という。)第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条及び市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第三条の規定に基づき、市町村立学校職員(同法第一条及び第二条に規定する職員をいう。)のうち、法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。)の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第二条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第二十二条の二第一項第一号に掲げる

職員（以下「第一号会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当とし、同項第二号に掲げる職員（以下「第二号会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号。以下「給与条例」という。）第八条の三の規定による手当を含む。）、へき地手当（給与条例第八条の五の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び期末手当とする。

2 報酬は月額、日額又は時間額とし、給料は月額とする。

3 給与は、会計年度任用職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

4 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。**第三条**（第一号会計年度任用職員の報酬）

第一号 第一号会計年度任用職員には、一般職の常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が予算の範囲内で定める報酬を支給する。

2 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の前項の報酬の額は、勤務一月につき、規則で定める適用範囲の区分及び基準に従い、給与条例第四条の給料表の種類ごとに定める額の範囲内で決定した額に第四条に規定する給料の調整額に相当する報酬の月額、第五条に規定する地域手当に相当する報酬の月額及び第六条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬（月額で定められているものに限る。）の月額を加えた合計額（以下この項から第四項までにおいて「基準月額報酬」という。）に当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の第一項の報酬の額は、勤務一日につき、基準月額報酬を二十一で除して得た数に当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 時間額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の第一項の報酬の額は、勤務一時間につき、基準月額報酬を百六十二・七五で除して得た額とする。

5 第二項から前項までに規定するもののほか、報酬の支給に必要事項は、規則で定める。

6 前各項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職にある者の給与条例第三条に定める給料に相当するものとして支給する報酬については、任命権者が別に定める。

第四条（第一号会計年度任用職員の給料の調整額に相当する報酬）

第一号 第一号会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）に支給される給料の調整額の例により算定して得た額の給料の調整額に相当する報酬を支給することができるものとする。

第五条（第一号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬）

第一号 第一号会計年度任用職員には、給与条例適用職員に支給される地域手当の例に

より算定して得た額の地域手当に相当する報酬を支給することができるものとする。

第六条（第一号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬）

第一号 給与条例第八項の特殊勤務手当の対象となる勤務に従事する第一号会計年度任用職員には、給与条例の規定の例により算定して得た額の特殊勤務手当に相当する報酬を支給するものとする。

第七条（第一号会計年度任用職員の報酬の減額等）

第一号 第一号会計年度任用職員の報酬の減額、端数計算及び勤務一時間当たりの報酬額の算出並びに超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当に相当する報酬の取扱いについては、福島県教育委員会の所管に属する県立学校の会計年度任用職員（以下「県立学校会計年度任用職員」という。）の例によるものとする。

第八条（第一号会計年度任用職員の報酬の支給方法）

第一号 第一号会計年度任用職員の報酬の支給方法については、規則で定める。

第九条（第一号会計年度任用職員の通勤した場合の費用弁償）

第一号 第一号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償は、その運賃若しくは料金を負担し、又は交通の用具を使用したときは、一般職の常勤職員に支給される通勤手当の額との権衡、当該第一号会計年度任用職員の任用期間を考慮し、その費用を弁償する。

2 第一号会計年度任用職員の前項の費用弁償の支給基準、額及びその支給方法については、規則で定める。

第十条（第一号会計年度任用職員が職務のため旅行した場合の費用弁償）

第一号 第一号会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、福島県旅費条例（昭和二十八年福島県条例第二十四号）の例による。

第十一条（第二号会計年度任用職員の給料）

第一号 第二号会計年度任用職員には、一般職の常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が予算の範囲内で定める給料を支給する。

2 前項の給料の額は、規則で定める適用範囲の区分及び基準に従い、給与条例第四条の給料表の種類ごとに定める額の範囲内で決定するものとする。

3 第二号会計年度任用職員に適用する調整額表は、給与条例適用職員の例による。

第十二条（第二号会計年度任用職員の給料の支給等）

第一号 第二号会計年度任用職員の給料の支給、端数計算、給与の減額及び勤務一時間当たりの給与額の算出並びに第二条の手当（期末手当を除く。）の支給額及び支給方法については、県立学校会計年度任用職員の例によるものとし、その他必要事項については、規則で定める。

第十三条（会計年度任用職員の期末手当）

第一号 会計年度任用職員の期末手当については、県立学校会計年度任用職員の例により支給するものとする。ただし、任期の定めが六月未満の者その他規則で定める者にあつては、期末手当は支給しない。

（休職者の給与）

第十四条 休職にされた会計年度任用職員には、任命権者が別に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(会計年度任用職員の勤務時間)

第十五条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分以内とする。

(会計年度任用職員の休暇等)

第十六条 会計年度任用職員の休暇等は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(規則への委任)

第十七条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(福島県市町村立学校職員の給与等)に關する条例の一部改正

2 給与条例の一部を次のように改正する。

第九条の二の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第九条の三 法第二十二條の二第二項に規定する会計年度任用職員については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(福島県市町村立学校職員の分限)に關する条例の一部改正

3 福島県市町村立学校職員の分限に關する条例(昭和三十一年福島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同條に次の一項を加える。

3 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員、地方公務員の育児休業等に關する法律(平成三年法律第百十号)第六條に規定する育児任期付職員並びに福島県市町村立学校職員の任期付職員の採用等に關する条例(令和元年福島県条例第四十五号)第三條、第四條及び第五條に規定する任期付職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第七條第二項に次のただし書を加える。

ただし、法第二十二條の二に掲げる会計年度任用職員については、福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に關する条例(令和元年福島県条例第四十六号)の定めるところによる。

(福島県市町村立学校職員の懲戒の手続及び効果)に關する条例の一部改正

4 福島県市町村立学校職員の懲戒の手続及び効果に關する条例(昭和三十一年福島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「月額」の下に「(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については報酬の額(福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等)に關する条例(令和元年福島県条例第四十六号)に規定する手当に相当する報酬の額を除く。)

く。)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に關する条例の一部改正)

5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に關する条例(昭和六十三年福島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第二号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(義務教育課)

福島県条例第四十七号

福島県警察の組織に關する条例の一部を改正する条例

福島県警察の組織に關する条例(昭和二十九年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表福島県郡山北警察署の項管轄区域の欄中「喜久田町」の下に、「東原一丁目、東原二丁目、東原三丁目」を、「熱海町」の下に、「上伊豆島一丁目」を加える。

附 則

この条例は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三十六條の三の規定に基づき、郡山市が行う同法第百三條第四項の規定による県中市計画事業喜久田原土地区画整理事業の換地処分に係る公告があつた日の翌日から施行する。ただし、別表福島県郡山北警察署の項管轄区域の欄の改正規定(「熱海町」の下に、「上伊豆島一丁目」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(警 務 課)

福島県条例第四十八号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第一條の表大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の項中「千九百円」の下に「(道路交通法施行令(昭和三十五年政令第百七十号)以下「施行令」という。)第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円)」を加え、同表普通自動車免許に係る試験の項、特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許に係る試験の項及び大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中「千九百円」の下に「施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円)」を加える。

第四條の表第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の項中「二千五百円」の下に「(施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更

新を受けることができなかつた者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、千七百円」を加える。

第五条の表第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の項中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改める。

第十四条第一項の表法第八条の二第一項第十一号に掲げる講習の項中「道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

第十八条第一項中「第四百四条の四第五項」の下に「又は第五百五条第二項」を加える。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（運転免許課）